

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）の策定について

令和7年12月
文化生活部
(人権啓発推進室)

1 計画策定の趣旨

令和3年3月に改定した「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）（計画期間；令和8年3月まで）」を基本的指針として、人権教育・啓発の取組を推進してきたところであるが、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、インターネット上の人権侵害など、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況の中で、本年3月制定の「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施・展開するための計画として策定するもの

2 基本的な考え方

- 府民一人ひとりが相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること
- 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること
- 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること

※現計画「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」を基本的に継承するとともに、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月策定）の視点も踏まえ、現計画策定期以降の社会・経済情勢等の変化等に伴い顕在化している人権問題等を反映

3 計画（中間案）の概要

（1）名称

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画

（2）計画期間

令和8年4月から令和18年3月までの10年間（※必要に応じて見直し）

（3）目指す将来像

「京都府総合計画」に掲げる「誰もが生き生きと暮らし、幸せを感じできる、『人と地域の絆を大切にする共生の京都府』の実現」に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築

（4）位置づけ

- ・京都府総合計画に掲げた「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けた、人権教育・啓発の推進及び相談体制の整備に関する施策の基本的指針
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの

(5) 人権問題への施策展開の方向・重点取組

①課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）の強化

SNS や生成 AI を含め、インターネット上の人権に関わるさまざまな問題に対し、被害の実態把握に努め、削除要請など個別に対応するとともに、感染症発症時における偏見や差別防止に向けた教育・啓発を実施

さらに、職場でのハラスメントに対し、「ビジネスと人権」の視点に立ち、安心して働く職場環境づくりを進めるとともに、災害時の要配慮者を含む避難者への適切な支援を実施

②「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進

個別の人権問題への対応にとどまらず、条例の理念に基づき、すべての人が人権の享有主体であるという普遍的な視点に立った啓発を進めるとともに、公務員など人権に特に関係する職業従事者に対する研修の実施や、学校、地域社会、家庭、職場など、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発を推進

③効果的な手法による人権教育・啓発の推進

指導者養成研修に実践的手法を取り入れるなどの工夫を図るとともに、テーマ・対象層に応じた資料作成や最新の調査・研究成果を活用した正しい知識の普及への取組

さらに、学校教育と社会教育が相互に連携しながら人権教育を推進するとともに、身近な問題をテーマに据え、SNS などの多様な媒体を活用した効果的な啓発活動を開

④相談体制の整備

市町村等の関係機関と連携しながら、相談機関同士の連携強化や体制の整備を進めることで、的確な人権救済へ案内

あわせて、相談窓口の存在を広く周知し、誰もが安心して利用できるよう、利用しやすさに配慮した工夫を導入

4 計画の推進

- ・京都府における全府的組織として京都府人権教育啓発推進本部を設置するとともに、国・市町村・関係団体等と連携・協働し、本計画に記載した施策展開の方向に基づき、機動的に啓発、研修、相談を実施
- ・毎年度、外部有識者により構成する京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会において評価を得ること等により、P D C A サイクルによる進捗管理を実施し、ホームページ等を通じて公表

5 今後のスケジュール

- 令和7年12月議会に中間案を報告
- 中間案報告後、パブリックコメントを実施
- 令和8年2月議会に最終案を報告